

1.7 国土交通省の主な施策

1.7.1 維持管理・更新に関する措置

国土交通省は2013年3月に、「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置」と題した指針を出し、今後3カ年にわたる措置および工程表を示している。以下に概要を示す。

表 1-7 社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置

項目		課題	工程
1. 現場管理上の対策			
(1) 総点検の実施と修繕	①緊急点検等	事故を踏まえた迅速な点検・修繕の実施	2013年3月中に点検・修繕を完了
	②優先施設への集中点検等	優先順位の明確化と点検手法等の改善	出水期前または2013年度内に点検完了。修繕は14年度内に完了
(2) 基準・マニュアルの策定・見直し		点検結果を踏まえた見直し	2013年度中に基準を見直して、14年度から新基準で運用
(3) 維持管理・更新に係る情報の整備		インフラの施設状況の「見える化」	2013年度中に各施設の情報をDB化して情報プラットフォームを構築。14年度に運用開始、15年度以降に本格運用
		維持管理・更新費の推計	今後さらに検討
(4) 新技術の開発・導入等		非破壊検査等による点検・診断技術の開発・導入の促進	既存技術を含め現場への試行的な導入を促進
		IT等を活用した維持管理イノベーション	モニタリング技術について、2013年度からIT等の先端技術の適用性の検討・検証
2. 現場を支える制度的な対策			
(1) 地方公共団体への支援		財政的な支援	2012年度補正予算で防災・安全交付金を創設。13年度は支援メニューを充実
		体制的な支援	地方整備局の窓口機能の強化。基準・マニュアルの提供。技術講習等の実施。地方道の一定の構造物を対象とした国による修繕等の代行制度を創設
(2) 維持管理等への担い手支援		建設産業の担い手確保・育成	具体策を有識者会議で検討して実施
		入札契約制度の見直し	複数業務（点検・維持・修繕等）の包括発注、複数年、地域維持型の更なる活用
		地域との協働	河川協力団体（仮称）制度や民間資格制度の創設、アダプト事業等の活用
		PFI/PPPの推進等	維持管理PFI/PPPモデル案件形成。官民連携インフラファンド創設。空港運営の民間委託制度の創設。PRE（公的不動産）活用推進
(3) 国の画一的なマネジメント体制や法令等の整備		体制整備	本省に社会資本老朽化対策推進室を設置
		維持管理に係る法令の整備	道路法の改正（点検規定、修繕の代行制度、車両重量制限違反の監視強化等）。河川法の改正（維持・修繕・点検の規定、河川協力団体制度）。港湾法の改正（点検規定等）。PFI法（空港運営の民間委託）
3. 長寿命化計画の推進		長寿命化計画の内容の充実と策定率の向上	2013年度中に長寿命化計画に記載すべき事項等の見直しを実施。策定率向上の取り組みを推進。防災・安全交付金を活用して自治体の長寿命化計画の策定を支援

（資料：「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置」、国土交通省、2013年3月）